

ふれあい戸別収集

高齢者・障がい者の方の生活支援・安否確認事業

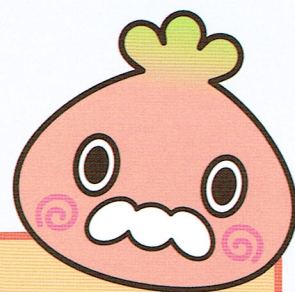
ふれあい戸別収集とは

- ・対象世帯はごみを集積所に持ち出すことが困難な世帯
- ・週1回決まった曜日に戸別に訪問し「声かけ」と「収集」
- ・集積所に出せるごみなら何でも大丈夫

玄関先まで
収集に伺います。

無料

「声かけ」も
行います。



収集時は
「声かけ」も行います。

声かけをしても応答がないときなどは、登録していただいた緊急連絡先又は関係機関に環境センターから連絡します。

利用できる世帯とは

世帯全員が下記のいずれかに該当する世帯です

- ① 介護保険制度の要介護度1以上
 - ② 身体障害者手帳の障害の程度が1級、2級又は3級
 - ③ 療育手帳の総合判定がⒶ又はA
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳の障害の程度が1級又は2級
- ※ただし、ごみの持ち出しに身近な人の協力を受けることができる世帯を除きます。